

議案第118号

リフレセンターびぜん及び備前市勤労者センターの指定管理者の指定について

次のとおりリフレセンターびぜん及び備前市勤労者センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名 称	指 定 する 団 体	指 定 の 期 間
リフレセンターびぜん	一般財団法人備前市施設管理 公社	令和 3年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで
備前市勤労者センター		

令和2年11月25日提出

備前市長 田 原 隆 雄

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 一般財団法人備前市施設管理公社

代表者 理事長 高橋 昌弘

所 在 備前市久々井747番地

(2) 団体の位置付け

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般財団法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

一般財団法人備前市施設管理公社は、市の出捐により設立された法人であり、現在の指定管理者である。過去及び現在における同施設の運営において、高い公共性と利用者の信頼を確保し安定したサービスを提供できており、また、他の公共施設と一括して管理することが効率的であることを踏まえ、同公社による管理運営が最適である。